

狭あい道路協議に伴う隣地間境界確認書

令和 年 月 日

(提出先)
平塚市長

申請者 住所
氏名 印
電話 ()

土地所有者 住所
又は代表者 氏名 印
電話 ()

この度、「平塚市建築行為に係る狭あい道路整備要綱第5条第1項」に規定する協議にあたり、当該道路に接する隣地間の境界に関しては、次のとおりです。

1 狭あい道路協議に係る土地

所在地 平塚市 番

上記の土地に接しますが、境界については合意、確認済みです。

隣地(1) 平塚市 番

土地所有者 住所
又は代表者 氏名 印
電話 ()

隣地(2) 平塚市 番

土地所有者 住所
又は代表者 氏名 印
電話 ()

以上

※裏面【書類作成にあたっての注意事項】を必ずご確認ください、ご署名、ご捺印ください。

【書類作成にあたっての注意事項】

- 1 「狭あい道路協議に伴う隣地間境界確認書」を添付していただく目的は、道路後退線の確認を合理的に行い、境界確定に要する時間を短縮することにあります。
- 2 作成していただく方は土地所有者となります。
- 3 狭あい道路に接して隣接する方と、民地間のお互いに承認できる境界線を決めてください。
- 4 道路との接点の位置と、そこからさらにできる限り奥の位置の2カ所、民地間の境界線上の位置を確認してください。（下記の例1、2の●印参照）
- 5 釘、ペイント等でその位置を明らかにしておいてください。
- 6 3～5を基に、「狭あい道路協議に伴う隣地間境界確認書」にご署名、ご捺印ください。
- 7 共有の場合は他に異議がなければ代表者のみで構いません。
- 8 申請後、平塚市が委託する土地家屋調査士が測量等をし、狭あい道路協議に係る土地所有者と立会い、道路後退線を確定し、図面等を作成します。その後、道路と民地間の承諾として、それぞれに承諾印の受領に伺います。
- 9 道路後退工事（道路後退線内の物件の撤去、移設等）終了後、道路後退用地の分筆登記を行う時期に土地家屋調査士が境界標を埋設しますので隣接地の方と一緒にご確認ください。なお、民杭については、隣地同士で管理していただくこととなりますのでご了承ください。

